

小規模な農地の保全の必要性について

平成29年度第2回都市計画審議会
平成29年11月27日

都市農地の位置づけの転換～ 「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へ

(平成28年5月)
都市農業振興基本計画が制定



都市農業振興基本法に基づいて策定
都市農業の多様な機能の発揮

都市農地の位置づけの転換



「宅地化すべきもの」から
都市に「あるべきもの」へ

都市農地の保全と活用



その施策の一つとして、
生産緑地制度の活用

生産緑地法の改正

都市農業振興基本計画を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全を図るため、平成29年5月に生産緑地法が改正された。主な改正点は以下の通り

① 小規模でも身近な農地をきめ細やかに保全

各市町村にて生産緑地地区の面積要件(500㎡)を条例で引き下げ(300㎡)可能に

② 規制緩和による農業経営の支援

生産緑地地区内で、直売所、農家レストラン等の設置が許可に基づき可能に

③ 農家の意向を基に将来の保全を確実にする

特定生産緑地制度の創設(買取申出期間を所有者等の同意を得て10年先送りに)



このうち①小規模な農地の保全について検討

東大阪市の現状①【密集した市街地の広がり】

①人口密度

市街化区域に占める人口集中地区(DID地区)の割合が99%に達しており、市街地は飽和状態になっている。

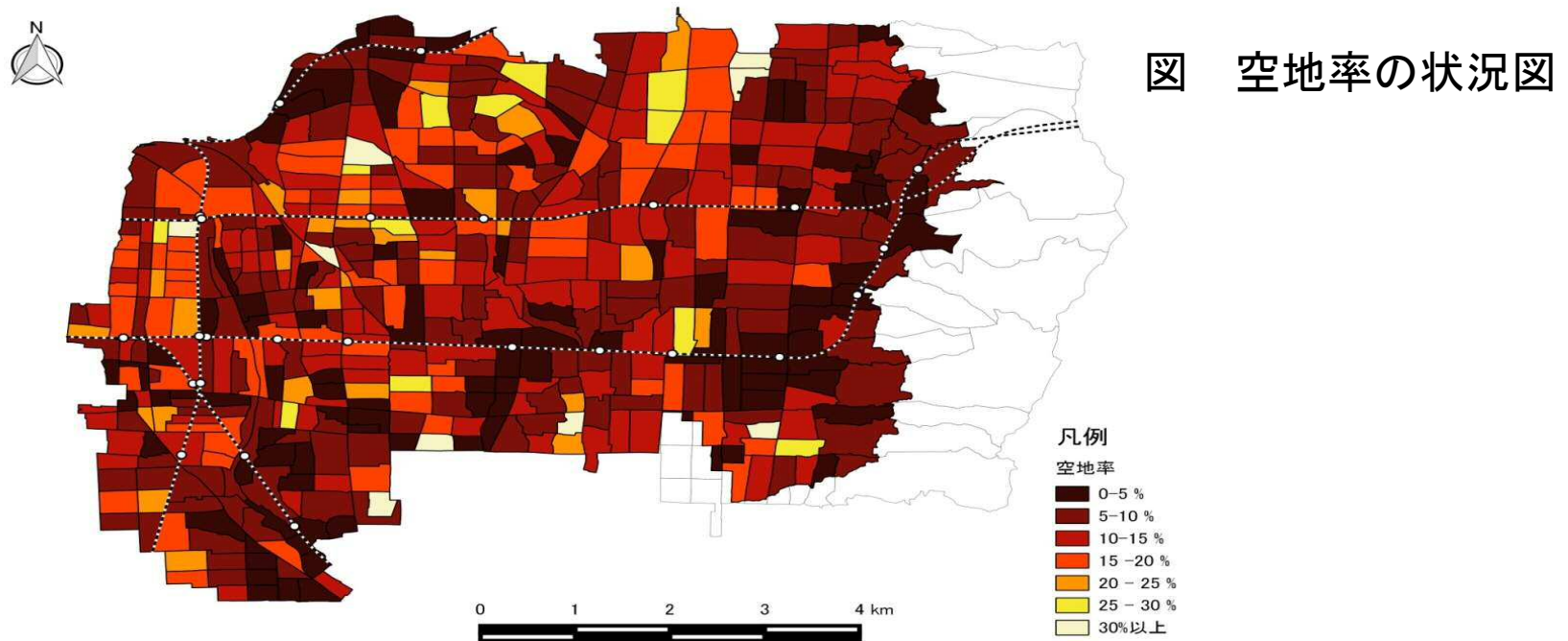
(DID地区人口密度101人/ha)(平成27年国勢調査)

年	人口集中地区(DID)		
	人口(人)	面積(ha)	人口密度(人/ha)
2015 (平成27年)	501,649	4950	101

東大阪市の現状①【密集した市街地の広がり】

②空地

高度成長期、急速に市街化がすすんだが、道路・公園等の整備は十分に進んでいない。それらに加えて、農地が減少しているため空地が不足している。



東大阪市の空地が少なく、人口が密集した市街地を形成

東大阪市の現状②【災害に対して弱い都市構造】

ゲリラ豪雨、巨大地震(南海トラフ地震等)など
災害リスクが高まっている



空地が少なく密集した市街地を形成していることから、
災害に対して弱い都市構造となっており、ひとたび災害が
起こると被害が膨らむ可能性が高い



特に延焼火災に関しては、密集市街地が広く分布しており
空地が少ないため、市内全域において延焼の危険が高い。

(参考)

平成28年に防火対策として、準防火地域を拡大指定した。

小規模な農地の保全の必要性（災害時）

本市は災害時に対して弱い都市構造となっている



延焼火災対策として、準防火地域を拡大したが、
建替による不燃化の効果があらわれるのは20～30年程度



小規模な農地がもつ防災機能を評価
(災害時の避難場所等のオープンスペースとして活用)
(延焼の抑制機能)



小規模な農地についても保全することが必要

小規模な農地の保全の必要性（平常時）

本市は密集した市街地が広がり、道路・公園の整備が十分に進んでいない現状である



公園については、条例で定める一人当たりの公園面積を満たしておらず、身近なみどり・うるおいに欠けている



小規模な農地がもつ良好な環境形成機能を評価（平常時に身近なみどりとしてうるおいを提供）



小規模な農地についても保全することが必要

小規模な農地の生産緑地地区への指定

方針

小規模な農地(500㎡未満)についても生産緑地に指定し、積極的に保全する



具体的な取組(生産緑地法第3条第2項に基づく条例の制定)

生産緑地地区の面積要件を現行の500㎡から300㎡に引き下げる

今後のスケジュール

第1回定例会に条例案を上程



平成30年4月1日条例施行(予定)